

## 令和8年度 紙おむつ購入費助成申請について

ねたきりの高齢者などに対して、紙おむつを購入するための費用の一部を助成することにより、介護している家族の経済的負担の軽減を図る事業を行っています。

### 助成対象者：以下のすべてに該当する方

- 石岡市の被保険者
- 在宅で生活
  - ※グループホームやケアハウスで生活している方も該当します。
  - ※月に20日以上入院、入所をしている方は対象外です。
- 要介護1以上
- 当該年度6月末時点で当該年度分住民税非課税世帯又は生活保護世帯
  - ※当該住民税課税状況が確認できない間は助成対象とはいたしません。
- 介護保険料を滞納していない

### 要介護1~3の場合は、さらに以下のいずれかに該当する方

- 排尿又は排便において介助又は見守りが必要（介護認定時の認定調査票で確認します）
- 前年度に助成金の支給を受けており、おむつの必要な状態が継続している

助成対象商品：紙おむつ・尿とりパッド・リハビリパンツ ※「おしり拭き」は対象外です。

助成金額：1ヶ月3,000円まで

### 申請に必要なもの

- ① 助成対象商品を購入したことの分かる書類（領収書やレシート）
  - ※できるだけ対象商品のみ記載されたレシート・領収書をご提出ください。
- ② 申請者の振込先の口座番号等が分かるもの
  - ※申請は、助成対象者を現に介護している親族が助成対象者に代わり行うこともできます。
  - ※申請者と振込先口座名義が異なる場合は委任状が必要です。

### 申請期間

四半期ごとに締め切りますが、当年度内に購入したものは最終締め切りまでは申請できます。

4・5・6月分 → 6月1日（月）から7月10日（金）まで

7・8・9月分 → 9月1日（火）から10月9日（金）まで

10・11・12月分 → 12月1日（火）から1月8日（金）まで

1・2・3月分 → 3月1日（月）から3月31日（水）まで **最終締め切り**

※当該年度に助成金の交付決定を受けた月については、一月の上限額に満たない場合も再申請できません。

申請場所：本庁 介護保険課・八郷総合支所 市民窓口課

【問い合わせ】本庁介護保険課 電話 23-1111（内線 7174、7164）